

日時 令和8年6月26日 午前9時～
場所 日高市役所 5階 503会議室

高麗川駅周辺自転車放置禁止区域の変更について



議題 Ⅰ 会長の選出及び職務代理の指名について

（日高市自転車放置防止条例施行規則第９条）

- ・ 条例第13条の日高市自転車駐車対策協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ・ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

日高市自転車駐車対策協議会委員名簿

（敬称略）

区 分	Ⅰ 関係機関の代表者	Ⅱ 知識経験を有する者	Ⅲ 市の職員
氏 名	区分番号 ・ 職 名		
・ 土 屋 優 ・ 武 田 高 志 ・ 清 水 茂 ・ 竹 田 博 ・ 細 谷 昇 ・ 大 沢 敏 幸 ・ 山 崎 敏 雄 ・ 栗 原 正 仁 ・ 猪 俣 利 雄 ・ 内 藤 好 一	Ⅰ 東日本旅客鉄道(株)高麗川駅 副長 Ⅰ 飯能警察署交通課長 Ⅱ 埼玉県自転車軽自動車商協同組合飯能支部日高地区代表 Ⅱ おさし野団地区長（区長会代表） Ⅱ 高麗川区長 Ⅱ 原宿区長 Ⅱ 鹿山上区長 Ⅱ ガーデンパーク区長 Ⅱ 日高市商工会長 Ⅲ 日高市都市整備部建設課長		

※自転車駐車対策協議会の概要

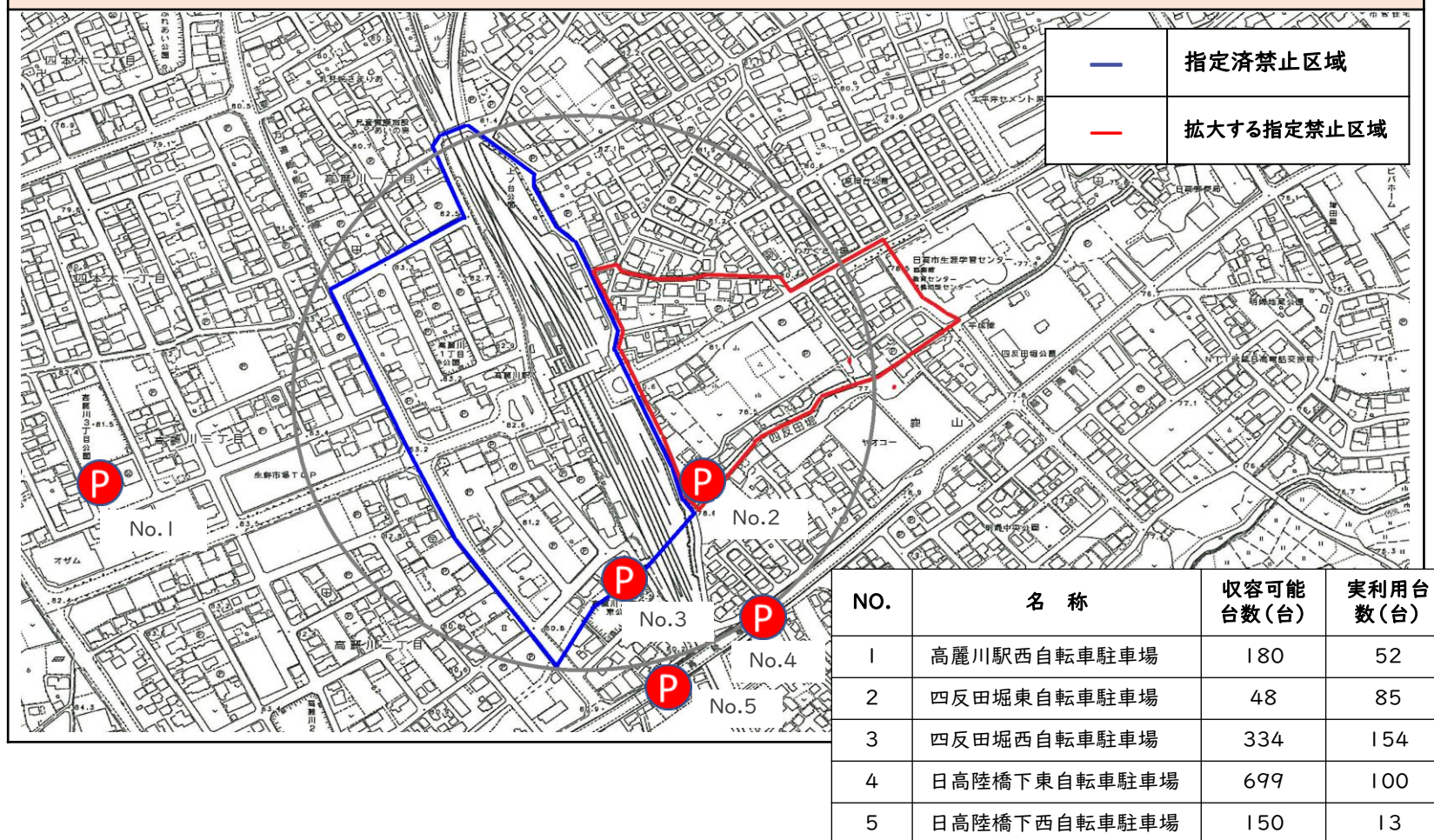
（日高市自転車放置防止条例第Ⅰ３条）

- ・ 自転車放置禁止区域の指定（条例第７条）及び変更（条例第８条）に関すること。
 - ・ 前号に掲げるものの、必要な事項に関すること。
- 自転車駐車対策協議会で調査審議する。

議題 2 高麗川駅周辺自転車放置禁止区域の変更について

現行、高麗川駅周辺は半径250mを基準として、周辺の道路や水路等の地形地物により区域設定を行っていることから、東口周辺の区域設定を検討。下図に(案)を示す。

高麗川駅周辺自転車放置禁止区域の変更(案)及び駅周辺に設置している公営自転車駐車場の概要



自転車放置禁止区域指定に向けたスケジュール（案）

年度	月	自転車駐車対策協議会／関連業務及び工事	周知関係
R8	4	・駅前放置自転車整理業務（4/1～3/31）	
	5	○自転車対策協議会委員の委嘱	
	6	○自転車対策協議会の開催（6月26日）	
	7	◆禁止区域指定に関する工事の準備 （新規標識の3基設置、既設標識の地図変更） ◆禁止区域指定に関する工事請負契約の締結	・広報ひだか（9月号）原稿作成
	8		・自転車放置禁止区域（変更）の告示 ・周知開始：市ホームページ及び公式SNSによる情報発信 ：高麗川地区に回覧文書
	9		・広報ひだか9月号掲載
		◆工事完成	
	10	・自転車放置禁止区域の変更施行（10月1日）	
	11		
	12		

(案)

回 覧

なくそう放置自転車 めざせ！さわやかまちづくり

J R高麗川駅周辺における自転車・原動機付自転車の

「放置禁止区域」を 変更（拡大） します。

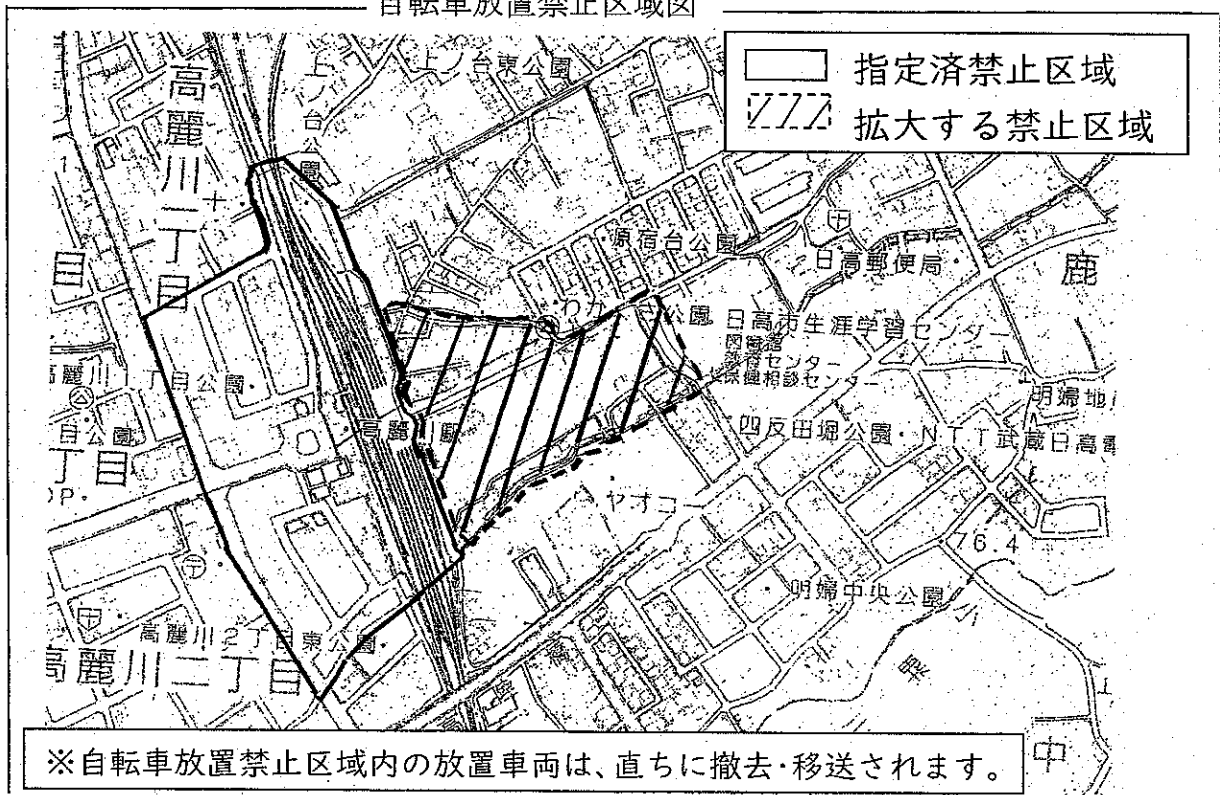
駅前の道路など公共の場所に放置された自転車・原動機付自転車は、景観が損なわれるばかりでなく、歩行者、自動車などの通行の妨げになります。特に、点字ブロックの上に放置されると目の不自由な方にとっては、事故やケガのもとになりやすく、大変危険です。

市では、これまでに J R高麗川駅西口周辺に「自転車放置禁止区域」を指定しました。

高麗川駅東口開設に伴い、令和8年10月1日から自転車放置禁止区域を東口周辺に拡大します。

放置自転車のない住みよいまちづくりのため、市民のみなさんのご協力をお願いします。

自転車放置禁止区域図



問い合わせ 日高市役所交通政策課
電話 989-2111 (代)